

5 介護分野就職支援金

他業種で働いていた方で、初任者研修以上の研修を修了（※5）し、介護分野に就職される方に就職に係る準備経費を貸付します。

貸付額 20万円以内（一括交付）

連帯保証人

個人1名又は1法人の連帯保証人が必要です。

個人の場合 ①と②を満たす方

- ①独立の生計を営む成年者（同居人不可）
- ②返済能力を有する成年者（非課税又は均等割のみは不可）

申込先 愛媛県社会福祉協議会

返還免除要件

介護職員等として就労した日から、愛媛県内で居宅介護サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業所を実施する事業所で、引き続き2年間、介護職員等として従事すること。

貸付対象者 すべてを満たす方

- 介護職員初任者研修以上の研修を修了した方
- 居宅介護サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業所を実施する事業所に介護職員として就労又は内定している方
- 介護分野就職支援金利用計画書を提出した方

※5 介護分野への就職と同時に研修を受講し、研修終了後に研修修了証を提出する方も対象となります。
その場合は、事前に本会へご相談ください。

離職した介護人材の再就職準備金・
障害福祉分野就職支援金との併用はできません。